

(別紙) 盗難キャッシュカード犯罪発生報告等の提出期限

農業協同組合法第 93 条第 1 項に基づき報告を求めるもの

区分	提出期限等
<p>1. 偽造キャッシュカード関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪発生報告 (別紙様式 1-2-1) ・ 犯罪発生・補償状況報告 (別紙様式 1-2-2) ・ 犯罪発生報告の変更 (別紙様式 1-3) 	<p>事案を認識した四半期の翌月末(1月末, 4月末, 7月末, 10月末)までに報告</p> <p>別表のとおり</p> <p>原則廃止。ただし、A. 報告内容に重大な変更がある場合、B. 平成 23 年 7 月末までに発生した事案に変更が生じた場合、報告内容に変更が生じた四半期の翌月末(1月末, 4月末, 7月末, 10月末)までに報告…①</p>
<p>2. 盗難キャッシュカード関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪発生報告 (別紙様式 2-2-1) ・ 犯罪発生・補償状況報告 (別紙様式 2-2-2) ・ 犯罪発生報告の変更 (別紙様式 2-3) 	<p>被害金額 50 万円以上の事案につき、次案を認識した四半期の翌月末(1月末, 4月末, 7月末, 10月末)までに報告…②</p> <p>別表のとおり</p> <p>上記 1. ①と同様</p>
<p>3. 盗難通帳関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪発生報告 (別紙様式 3-2-1) ・ 犯罪発生・補償状況報告 (別紙様式 3-2-2) ・ 犯罪発生報告の変更 (別紙様式 3-3) 	<p>上記 2. ②と同様</p> <p>別表のとおり</p> <p>上記 1. ①と同様</p>
<p>4. インターネット・バンキング関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪発生報告 (別紙様式 4-2-1) ・ 犯罪発生・補償状況報告 (別紙様式 4-2-2) 	<p>事案を認識した四半期の翌月末(1月末, 4月末, 7月末, 10月末)までに報告</p> <p>平成 23 年 4 月以降に発生した事案及びその報告内容の変更につき、四半期末の状況を四半期の翌月末(1月末, 4月末, 7月末, 10月末)までに報告</p>

・ 犯罪発生報告の変更
(別紙様式 4-3)

①報告内容に重大な変更がある場合、
及び②平成 23 年 7 月末までに発生した
事案に変更が生じた場合、報告内容に変更
が生じた四半期の翌月末（1 月末, 4
月末, 7 月末, 10 月末）までに、変更報告
を提出